

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2003.10.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第24号

●●全国介護支援専門員連絡協議会設立総会に参加して●●

札幌市介護支援専門員連絡協議会会长
北海道ケアマネジャー連絡協議会 運営委員

奥田 龍人(西円山病院在宅ケアセンターナ次長)

全国介護支援専門員連絡協議会の設立総会が8月31日の日曜日に弘済会館(東京)で開催されました。40の都道府県の連絡協議会や協会等から50名が参加、マスコミも多数駆けつけ、注目度の高い設立総会でした。私は、北海道ケアマネジャー連絡協議会の岩見会長の代理として設立総会に出席する機会を与えられましたので、簡単にその内容を報告したいと思います。

まずは主催者側からの総会開催にいたる経過の説明でした。いろいろと苦労があったようですが、ともかく14年7月に日本ケアマネジメント学会主催の第1回都道府県介護支援専門員協議会等交流会にて、全国組織の必要性を青森県介護支援専門員連絡協議会より発議があり、賛同者多数により準備会が結成されました。その後、5回の準備会の開催を経て、本日の設立総会となったものです。

全国協議会の事業としては、①介護支援専門員の資質の向上を目指した研修、②情報提供(ホームページ等による)、③調査研究、④職能団体である(仮称)日本介護支援専門員協会の設立準備の検討、⑤関係機関等との連携であり、その目指すところは①資質と地位の向上、②行政への提言、③行政及び関係団体との連携推進により、介護保険制度をよりよいものとしていくとするものです。組織としては、都道府県単位のみの参加とするということで、47都道府県全ての加盟を働きかけていくということです。

県単位で連携ができていないところには結成の働きかけもすることになっています。

理事は全国6ブロックから13名選出され、北海道からも岩見会長が理事に選出されました。会長には、青森県の木村隆次氏(薬剤師)、副会長に熊本県の米満弘之氏(医師)、神奈川県の斎藤学氏(社会福祉士)が選出されました。

全国の参加者からは、介護支援専門員の声をようやく行政に反映できるようになったことは喜ばしいという意見が相次ぎました。しかし、組織の構成体がばらばらである(県によって事業者連協のところもあれば、個人加入のところもあり、また北海道のように市町村ごとにはばらばらという実態もある)ことから、会費等で苦労する県もあるようです。また、「職能団体としての協会が設立されたら全国連協は解散するのか」という質問には、「全国連協が動き出してからの議論となり白紙であるが、個人協会と事業者連協ともに必要ではないかと個人的に思っている」という会長答弁がありました。

早速の取り組みとして、木村会長が介護保険制度見直しを審議している社会保障審議会の委員であることから、全国の介護支援専門員の業務実態を調査し、介護支援専門員という専門性の観点から部会に提言していきたい、という行動計画が示されました。

総会終了後、設立祝賀会が開催され、全国の連協代表と交流の機会を得ました。

札幌市からの情報提供

「食」の自立支援事業としての配食サービス

札幌市では、平成7年度から、ひとり暮らしの高齢者で、老衰・心身の障害及び傷病等の理由により、日常的に食事の調理が困難な方に、配食サービスを実施してきました。

この事業は、平成16年度から制度の面で新たに変わりますので、厚生労働省から示されている「食」の自立支援事業としての配食サービスについてお知らせします。

従来の「配食サービス」の位置付け

平成12年度から高齢者の自立支援と介護予防、介護保険の健全運営に資する目的で「介護予防・地域支え合い事業」（「介護予防・生活支援事業」を平成15年度から改称）として実施している「食」の自立支援事業の中のメニューのひとつとして位置付けられています。

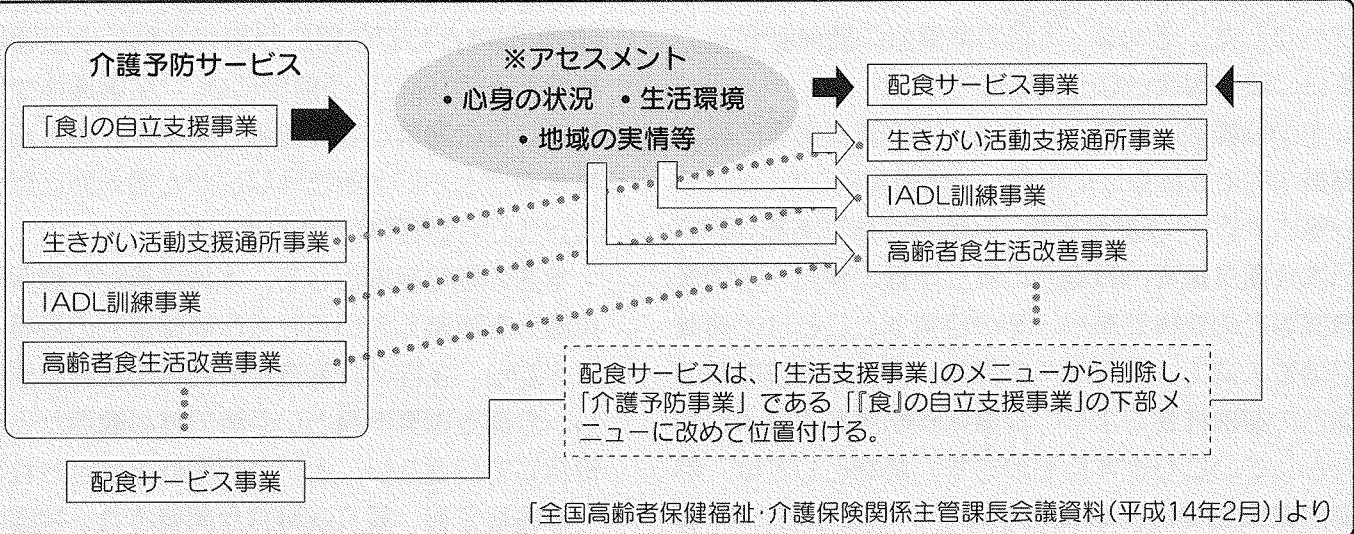
平成14年度と15年度は、従来の「配食サービス」から、「食の自立支援事業」としての配食サービスへの体制整備期間

とされています。

平成16年度から、下表のとおり、介護予防・地域支え合い事業として実施する諸事業及び地域の社会資源であるインフォーマルサービス等を含めたサービスの利用調整を行ったうえで「配食サービス」を行うこととされ、そのためのアセスメントを実施するよう求められています。

【参考】

介護予防・地域支え合い事業区分	「食」の自立の観点から利用調整が考えられる事業内容例	
軽度生活援助事業	例) • 買い物等で外出する際の付き添い • 栄養管理に関する助言(献立等) • 配膳、片付けの手伝い • 食材、食事購入時の助言、支払等の金銭の確認補助 • 衛生状態確保のための助言	• 食材の買い物など食事・食材の運搬 • 訪問による調理(下ごしらえ等)の手伝い • 必要な調理器具購入への助言 • 必要時、専門職種への連絡 等
介護予防事業	IADL訓練事業 地域住民グループ支援事業 • 地域の会食サービス(場の提供などを支援)	例) 一人暮らし男性のための炊事教室等 例) ボランティア等が行う介護予防に資する「食」に係わる事業
生活管理指導事業	生活管理指導員派遣事業 • 軽度生活援助事業内容 • その他援助が必要と考えられる場合は、状況に応じる等	例) 基本的生活習慣が欠如している等の方を対象に
高齢者食生活改善事業	食生活改善推進員等が高齢者宅を訪問して行う食生活改善の支援	
生きがい活動支援通所事業	例) 生きがいデイサービスの場による会食サービス	
「食」の自立支援事業	配食サービス事業 本人の状態に沿った、回数、内容、提供方法等に基づいたサービス	



「全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料(平成14年2月)」より

※「配食サービス」を実施するにあたっては、アセスメントが必要になります。

■「食」の自立支援についての考え方

良好な食及び栄養状態の確保は、生存に不可欠な最も基本的なニーズであるとともに、生活の質(QOL)の向上においても重要なものであり、理想的には自己決定のもとに自己解決すべきものです。しかし、加齢や病弱の為に支援が必要となった場合に備え、「介護予防・地域支え合い事業」において「食の自立支援事業」を実施しています。

従って「食の自立支援」の公的介入は、地域高齢者の食生活に全面的に介入するものではなく、高齢者が支援を希望した場合、あるいは支援の必要がある状況と判断される場合に、食関連サービスを「食の自立支援」の観点から計画的・有機的につなげて提供する事業であるとの考え方方に立って、その関連サービスとの利用調整をすることが求められます。

サービスの利用調整にあたって重視すべきことは、食事内容がその人の生活史や嗜好と密接に結びついて個性の強いものであり、また、食事つくりの一連の過程が、脳の記憶や情報統合、注意分散など、高次機能の刺激により呆けア防効果をもっているといわれていることなどから、支援

を得ながらでも可能な限り「食事を作る」機能を維持していけるようにサービスの調整を行うことが必要です。

「介護予防・地域支え合い事業」のメニューの中には「食」に関連する諸事業(前頁一覧参考)があり、これらを利用している高齢者を「食」の自立という視点でサービスの利用状況等を検討すると、次の取り組み等の一連の流れを経ることが有効であると考えます。

- ①食の確保と食の自立の観点から十分なアセスメントを実施する
- ②食に関連する既存サービスの利用調整を実施する
- ③定期的な評価を行う
- ④①～③の過程を繰り返し実施する
(概ね3ヶ月～6ヶ月に一度)

これらにより、効果的・効率的に在宅の高齢者が健康で自立した生活が送れるように継続的な援助が可能です。

■平成16年度からの食の自立支援事業への取り組み

国の示すアセスメント及びサービスの利用調整をどのように行ってゆくか、また定期的な評価をどのような方法で行うかなど、16年度からの実施に当たって課題となっておりますが、現在の「配食サービス」を利用している方、及びこれから利用を希望する方等について、必要なアセスメント及び利用調整を実施することにより、食の自立支援事業としての「配食サービス」を行ってゆきたいと考えています。

【参考】介護予防・地域支え合い事業実施要綱(抜粋)

「食」の自立支援事業

在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスや食事の提供を伴う生きがい活動通所支援事業等の「食」に関わるサービスを、「食」の自立の観点から十分なアセスメントを行った上で計画的・有機的につなげて提供する事業。

①事業内容

a 食関連サービスの利用調整

対象者の心身の状況、その置かれている環境、対象者及びその家族等の希望等の情報を収集、分析するとともに、地域の実情に応じ、配食サービス、生きがい活動支援通所事業等のほか、地域住民が主体となった活動などのインフォーマルサービスも含めた社会資源の状況を勘案して、「食」の自立の観点から、食関連サービスの利用調整を行う。また、定期的(おおむね3ヶ月～6ヶ月程度)にサービスの実施状況、利用者の状態等を確認し、必要に応じ、サービスの再調整を行う。

b 配食サービスの実施

aにより必要と認められた者に対し、配食サービスを実施する。

(a)実施方法

調理が困難な高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。

(b)利用対象者

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに

準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、自立支援の観点からサービスを利用する事が適切であると市町村が認めたものとする。

(c)サービス提供に当たっての留意点

- サービス提供に当たっては、対象者の心身の状況、その置かれている環境、対象者及びその家族等の希望等の情報を収集、分析することが必須となるが、その体制整備に一定の期間を要することに鑑み、当分の間は、改正前の通知に基づく「配食サービス事業」として実施することができるものとする。
- 実施施設は、利用者の健康等を十分勘案するとともに、食品衛生管理に十分配慮し、保健所等関係機関と密接な連携を保つこと。
- 市町村は、実施施設、民生委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携を密にするとともに、食生活改善推進員、ボランティア等の協力が得られるよう配慮し、円滑な運営に努めること。

②事業実施に当たっての留意点

- a 食関連サービスの利用調整については、その記録を独立したプランとして作成するのではなく、既存の居宅介護サービス計画(ケアプラン)又は介護予防プランに反映させる形で作成するものとする。
- b 市町村は、常にインフォーマルサービスを含めた地域の社会資源を把握し、サービスの利用調整等に適切に反映できるよう努めるものとする。

「ケアマネネットせんだいの活動状況について」

東区支部長 手塚 弘志(もえれパークサイド・ケアマネセンター所長)

仙台市のケアマネジャーの職能団体である「ケアマネネットせんだい」が先駆的な取り組みを展開しているという情報をもとに、私たち一行6名はその事務局がある仙台市社会福祉協議会(以下、市社協)へ向かいました。

仙台市の人口は約98万人。政令指定都市で地域的には5区に分かれています。高齢化率は14.3%(札幌は15.2%)高齢者福祉施策の特徴としては、介護保険施行前より積極的に民間の事業者を参入させ、外の風を導入することにより競争意識を高め、質の高いサービスの確保を目指し整備が進められてきているようです。

「ケアマネネットせんだい」は、平成13年10月に設立し現在会員数は436名。(札幌の約半数)

まずは、活動の特徴を3点程ご紹介させていただきます。1点目としては、この団体の活動の目的に、3つの職能団体である仙台市老人福祉施設協議会(以下、老施協)、仙台市在宅介護支援センター連絡協議会、仙台市介護サービスネットワーク(居宅サービス事業所等の職能団体)と協調・連携を図りながら、地域のニーズを踏まえて、地域課題の提起や情報交換、研修事業等によって資質向上を図るということが示されている点です。設立当初から他の団体と連携することを念頭において活動が開始されており、会則に載せているだけではなくて、実行できている点が大きな特徴だと思いました。この3つの団体の事務局として市社協が機能していることもあります。各団体が相互に意見交換を図れるシステムがあり、風通しの良い関係が構築できていることと、さらにそれら団体同志で話し合って取りまとめた地域のニーズを行政に対し要望として働きかけを行い、実際に事業として取り組みが決まった実績もある点はすばらしいことだと思いました。例えば、老施協との話し合いにより行政に対して緊急用のショートステイ用のベッドを1ヶ所の特別養護老人ホームにつき1名分の居室を確保できるようにし、緊急時に

ショートステイをなるべく迅速に対応できる体制を整備したこと等です。(市内で6ヶ所の特養が委託されており、居室があいている期間は行政が費用を負担しているそうです)「力」を合わせて行政へ交渉し、結果を出した良い例だと思います。

2点目は研修の充実で、現任者向けの研修会は老施協や介護サービスネットワークと共に研修が多く、市社協が事務局なので各団体と重複した研修内容とならないような工夫がされています。札幌と比較し参加率は高く毎回100名以上(会員全体の4割以上)参加されています。また、新任者向け対象の研修会として、ケアマネ新規合格者を採用した事業所は市社協直轄の居宅介護支援事業所で約1ヶ月間の研修を実費で受けることができる新任ケアマネジャートレーニングセミナーが1回/年(5名定員)開催されています。新任教育はどの事業所においても悩みの種だと思いますので個人的には有効な企画だと感じました。

3点目は、ケアマネジャーの相談窓口を設けて、ケアマネジャーの実務に対して相談・問い合わせに応じている点です。「ケアマネジャー支援センター」という機関を12年9月より市社協内に常設し、専任相談員により①実務に関する相談・問い合わせに応することや、②ケアプラン指導研修の開催、③研修会へなかなか参加できない等の事業所へ出向き、情報の伝達や助言を行う、巡回相談等の活動により、孤独や不安を抱えるケアマネジャーに対する実務面での支援を行っています。札幌においても身近に気軽に相談できるこうした機関がほしいと願っている事業所は意外に多いのではないでしょうか。

感想としては「ケアマネジャーの団体組織」だけで地域のニーズを解決するのは困難なことですし、他の職能団体との連携によって解決できることもあるはず。「手を結ぶ」ことで「力」が生まれ、問題解決につながるのであれば、我々札幌の団体としても考えていく必要があるように思いました。

「せんだんの杜のユニットケア」

南区支部長 由井 康博(愛全会総合相談窓口ケアプランセンター介護支援専門員)

せっかく仙台へ行くのだから、他に勉強になるとこころも見学しようということになり、選んだのが「社会福祉法人東北福祉会せんだんの杜」でした。私自身は、せんだんの杜のことをほとんど知りませんでしたが、数年前から宮城県内はもとより、全国的に注目を集めている法人だそうです。

東北福祉会せんだんの杜は、全国的に珍しいですが、東北福祉大学が母体になっているそうで、平成8年「せんだんの杜」を開所され、平成11年「せんだんの杜のもう」を開所。その後も小規模ホームをいくつも開設しています。

「せんだんの杜」とは、一施設の名称ではなく、いわゆる複合施設の総称になるそうです。広大な敷地にある「せんだんの杜」内には、特設養護老人ホーム、ケアハウス、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、保育園、児童自立援助ホーム、実習教育センターなどがありますが、敷地内の施設だけでなく、地域に点在した小規模多機能ホームをも含めての名称になるのだと理解しました。

注目を集めていること、それは「ユニットケア」「逆デイサービス」「地域分散型サテライトケア」と言われる取り組みです。

我々がお話を伺ったのは、せんだんの杜の社長である寺別養護老人ホームせんだんの里アシスタントゼネラルマネージャーの中里様、同高齢福祉部長・児童福祉部長の小野寺様のお二人でした。特別養護老人ホーム開設当初、入居者の方々が痴呆症と環境の変化などから自分の居場所を見つけられず、落ち着かない生活を送っていたそうです。このような入居者の「これまでの変わらない落ち着いた生活を送ってほしい」という思いからユニットケアが始まったそうです。ある入居者の方々の居場所を施設内に作ったところ、想像もつかないほど落ち着いた時間を過ごすようになり、このことに驚いた入居者ご家族のご好意で空き家になっている民家(入居者の元の家)を提供され、日中だけでも地域の民家で思い思いに生活し、食事、買い物、家事を行うようになりました。以後、この取り組

みが「逆デイサービス」と呼ばれるようになったそうです。今現在、この逆デイサービスの民家、空き店舗を改修した「街がどサロンもうもう亭(元の焼肉屋の名前をそのまま利用。子供、障害者、高齢者、地域福祉、ボランティアなどの総合相談所)」、民家を利用した通所介護事業所、障害児の放課後ケア・レスパイトケアの民家など実際に多くの地域の民家を利用しています。そして驚くことにその半数以上が介護保険などの制度に頼るのではなく、自主事業なのです。地域の方々の理解はまだまだとおっしゃってましたが、在宅生活を継続されている利用者や近隣で支援が必要になった高齢者に施設に入らずともそれまでの地域の中の関係を保ちながら生活できる体制は、必ずや理解されると思います。

せんだんの杜の理念と機能は、理念:「利用者主体」、機能:「介護付住宅群」「まちのサービスセンター」だそうで、「我々は老人ホーム屋さんではない。今の特養は集合住宅のような所で、ケアワーカーではなく、ヘルパーでなくてはいけない。児童も、高齢者も我々も地域の一部であり、まちのサービスセンターとしての役割を担わなくてはならない。本当の意味での利用者主体を実践する」と、ごく当然に話される中里様の表情がとても印象的でした。施設内を見学させていただいた際の説明の中で、ある入居者が詰所にいる時にはとても落ち着くようになり(居場所となつた)、結局、詰所をその入居者の部屋とし、職員は別の場所に移つたとのお話がありました。古い考えでは絶対にできないことでしょう。

報告と言うより感想になってしまいますが、より良い方法、環境を模索し実践し続けることは並大抵の努力ではないと思います。けれども強い意志で「すべての人がひとりの人間として尊重され、個性が輝く共生の地域づくり」(←基本理念)を本当の意味で実践しているのは間違いないと感じました。

せんだんの杜の実践をこの札幌でも実践していくための一歩を担わなくてはならないと思いました。このような機会を頂いたことに大変感謝しております。

ケアマネ 日誌 ⑩

中央区
支部長 菊地 一朗

(居宅介護支援事業所
西円山敬樹園所長)

ターミナルであったが入院を拒否されぎりぎりまで、自宅でがんばっていたAさん、自宅にいる間は一日2回訪問するホームヘルパーより時間や曜日関係なく「転倒していて起き上がりません」とSOSの連絡がひつきりなしにかかってきました。転倒の回数が増えているのはもうすでに在宅での一人暮らししか今の病状では限界にきています。熱も38度近く倦怠感が強くなってきました。ヘルパーさんに呼び出される度に主治医からの「熱があったらすぐ病院へ」の指示をご本人へ説明するのですが、まったく聞き入れてもらえず時間がかりが経過していきました。定期受診も入院させられると拒否されていましたが転倒し便まみれになっていたことから何とか受診を受け入れ、そのまま入院となつたのでした。誰もいない時間に急変したらと訪問看護師との相談もしていたのですが、それだけは避けられたとほつとしていたところ。

それから数日後そんな朝突然センターからの電話がなった。いつも始業時間よりも早く出社している看護師さんから「Aさんの入院されている病院から連絡があり昨晩亡くなられました」との事。白血病でいつ死くなつてもおかしくない状況だったとは言え、入院してから5日目。なんとも言えない気持ちで病院

へ向かいました。病室では唯一連絡のとれた妹さんが一人白い布をかけられたAさんの隣にぼつりと座っていました。

余命2カ月と宣告されていながら、ぎりぎりまで在宅での生活を希望され、入院当日も主治医から入院の薦めも素直に受け入れきれないまま入院された日のAさんの表情が思い出され、これまでの支援がどうだったか?とおもいつつ次のお宅へ向かいます。

午後、先日肺炎で退院されたBさん宅を訪問。肺炎のため3週間ほど入院されていたのですが、その間ほとんど歩行することもなく、あっという間に歩行状態は悪化。そのため、娘さんからリハビリの相談がありました。そういえば昨年も冬場に入院されその時も歩行状態が悪くなつての退院だったことを思い出し、自宅での生活動作の様子についてアセスメント。寝室は和室で布団で寝ているため、立ち上がりも困難。トイレに行くにも介助が必要な状況。従来のサービス内容を相談しながら見直し訪問リハビリの導入が決定されました。頭の中ではトイレの改修や福祉用具のレンタルが必要と考えつつ提案。でも6畳ほどの和室に大きな簾が占領していてベットを置くスペースが足りない。また、和室から居間の段差。車椅子を利用する住宅環境ではないし…。

何とか工夫してと考えつつも思いつかず、来週早めの訪問リハビリ導入で、OTからの評価して再度練り直し。その間は娘さんがなんとか対応することになった。住環境の整備は日本風家屋、しかも賃貸となると費用面と時間がかかるなど改めて実感したのでした。

「ケアマネジメント基礎講座」

《目的》これからケアマネ業務に就こうと考えている方やケアマネ業務について1年未満の方を対象にケアマネジャーの基礎知識、技術を学び、資質向上を図るために標記講座を開催いたします。

《主 催》札幌市介護支援専門員連絡協議会

《日 時》平成15年11月1日(土) 10時30分~16時

《会 場》札幌市社会福祉総合センター視聴覚室(4階)

(地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分)

《参加対象》本会会員でこれからケアマネ業務をする予定の方、ケアマネ業務について1年未満の方

《定 員》50名(先着順) 《参加費》1,000円

《内 容》

10:00~10:30 受付

10:30~12:00 講義①「ケアマネジャーの業務と役割について」

札幌市保健福祉局介護保険課ケアマネジメント担当係長
葛西 正枝 氏

12:00~13:00 お昼休み

13:00~14:30 講義②

「アセスメント、担当者会議、モニタリングの方法について」
西円山病院在宅ケアセンター次長 奥田 龍人氏

14:30~16:00 講義③「ケアプラン作成と給付管理の実際について」
札幌厚別ケアプラン相談センター所長 斎藤 潤子氏

《申込方法》

10月31日(金)までに同封の申込用紙によりFAX等にて申し込み下さい。

《申込・問い合わせ先》

札幌市社会福祉協議会地域ケア係【担当 柏・東井】

札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階

TEL612-6110 FAX613-5486

《その他》

会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をお使い下さい。

北海道の取り組み

1. 自己評価 実施率15ポイントアップ53%

初めて北海道が導入した利用者等評価は老健、特養、訪問看護で50%台、訪問介護で40%台と比較的の実施割合が高く、取り組みが着実に進んでいる。自己評価事業は、介護保険制度創設の12年度から、道が独自基準をつくり訪問介護、特養を皮切りにスタート。13年度は訪問介護、老健を追加。現在は4サービスで実施している。

2. 住宅改善支援チーム 道内65市町村が設置

各チームは保健、福祉、建築職がそれぞれの視点を生かし、高齢者の身体状況や家庭に応じて対応。在宅生活を継続する上で重要な役割を果たすとして、現在32市町村が導入を検討している。

3. 日本ケアマネジメント学会 認定ケアマネ31人応募

試験委員に選ばれているケアマネジャーも対象に含まれるため、初代の認定ケアマネは70~80人程度になる見通し。

4. 厚生労働省来年度概算要求 新規で第三者評価モデル事業

痴呆性高齢者グループホームで導入済み。訪問介護、通所介護、短期入所、特養、老健、福祉用具貸与の6サービスでも試験的に実施。評価結果を情報開示し、利用者の事業者選択に役立てもらう。17年度からの本格実施を目指している。訪問看護、通所リハビリ、介護療養型など医療系サービスも関係団体との協議がまとまり次第、順次対象に加えていく。

「福祉用具講演会・展示会」

《目的》市民や福祉関係者の福祉用具に関する理解を図るために標記講演会を開催いたします。また、福祉用具を展示する展示会についても併せて開催いたします。冬に向けての商品や、新製品等をご用意しておりますので、お気軽にご来場ください。

《主 催》札幌市社会福祉協議会

《日 時》平成15年11月12日(水)

13:00	13:30	15:00	16:00
講演会受付	講 演 会	福 社 用 具 展 示 会	
福 社 用 具 展 示 会			

《会 場》札幌市社会福祉総合センター 大研修室(4階)

札幌市社会福祉総合センター アトリウム(1階)

(中央区大通西19丁目 地下鉄東西線 西18丁目駅下車)

参加対象 福祉用具に関心のある方であればどなたでも参加できます。

《定 員》300名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

《参加費》無 料

《内 容》

・講演(13:30~15:00)4階 大研修室

「いつまでも自分らしく生きるために～暮らしを支える福祉用具～」

高齢生活研究所 所長 浜田 きよ子 氏

・福祉用具展示会(13:00~16:00)1階 アトリウム

福祉用具関連企業連絡会による福祉用具の展示。

浜田きよ子氏 プロフィール

京都市在住。母の介護をきっかけに、高齢者の暮らしを広げる道具について学ぶ。

1988年、京都西陣で高齢者の生活用品店を開く。

1995年、高齢生活研究所を設立。

この間、福祉用具の適用技術や介護について学び、さまざまな体験をする。そのことを通じて、高齢者の暮らしについての助言、地域の暮らしに合った福祉について相談を受けている。

(主な著書と新聞)

『高齢者が使いやすい日用品』(晶文社出版)、『高齢者の暮らしを支える道具と工夫Q&A』(ミネルバ書房)、『西日本新聞』『おたつしゃ百貨店』、『京都新聞』「グッズ」等。

(主な委員会活動等)

現在、JA全農福祉用具アドバイザー。その他、京都府新しい行政推進懇話会委員、京都市基本構想審議会委員、堺市高齢者生きかいづくり活動実施支援事業審査会委員長等。

《申込方法》

10月31日(金)までに同封の申込用紙を送付してください(FAX可)。

なお、展示会のみの参加の場合は、申込みは必要ありません。

《申込・問い合わせ先》

札幌市社会福祉協議会地域ケア係【担当 西村・黒牧】

札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階

TEL612-6110 FAX613-5486

第二回 福祉用具公開講座

「これで安心・らくちん！ お風呂やトイレ」

《日 時》平成15年11月13日(木) 午前10時~12時

《場 所》

札幌市身体障害者福祉センター 1階研修室及び展示コーナー

《対 象》

福祉用具や介護に関心のある方であればどなたでもご参加頂けます。

《定 員》20~25名(先着順)

《費 用》無 料

《申込・問い合わせ先》

札幌市身体障害者福祉センター 札幌市西区二十四軒2条6丁目1-1

(地下鉄東西線「二十四軒駅」1番出口より徒歩1分)

TEL641-88522 FAX644-2900

《募集期間》10月10日から11月5日まで

掲示板コ-ナ

日時の末尾に(※)が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

○ 中央区支部定例会

日 時▶10月20日(月)18時30分~(※)
 会 場▶札幌市社会福祉総合センター
 テーマ▶サービス担当者会議とモニタリング
 　－効果的に実施するために－(座談会)
 問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター
 ↗281-6113

○ 北区支部定例会

日 時▶①10月15日(水)18時30分~20時(※)
 　②11月19日(木)18時30分~20時(※)
 会 場▶①・②北区民センター
 テーマ▶①支援費制度の課題ー地域づくりをしていくためにー^{②自立支援を改めて考えるー選ぶ権利と選ぶ責任}
 問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター
 ↗757-6113

○ 東区支部定例会

日 時▶①10月23日(木)18時30分~(※)
 　②11月19日(水)18時30分~(※)
 会 場▶①・②東区民センター
 テーマ▶①気をつけよう悪徳商法ー最近の事例からー^{②スーパービジョンとは？(仮題)}
 講 師▶①社団法人札幌消費者協会消費生活指導員 島谷 裕子 氏
 　②北星学園大学社会福祉学部助教授 高橋 学 氏
 問い合わせ先▶東区基幹型在宅介護支援センター
 ↗741-6401

○ 白石区支部定例会

日 時▶11月14日(金)18時30分~(※)
 会 場▶白石区民センター
 テーマ▶支援費制度の現状について
 問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター
 ↗861-6116

○ 厚別区支部定例会

日 時▶①10月14日(火)18時~(※)
 　②11月11日(火)18時~
 会 場▶①・②厚別区民センター
 テーマ▶①保護課の役割ー介護保険対象者への
 　ケアマネジャーとの連携に焦点をあててー^{②事例検討}
 問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター
 ↗895-6101

○ 豊平区支部定例会

日 時▶①10月21日(火)18時30分~20時(※)
 　②11月18日(火)18時30分~20時(※)
 会 場▶①・②豊平区民センター
 テーマ▶①精神疾患をもつ人の在宅支援(予定)
 　②ケアマネって何？(ディスカッション)
 問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター
 ↗815-6108

○ 清田区支部定例会

日 時▶11月末日予定 18時30分~(※)
 会 場▶清田総合庁舎大会議室
 テーマ▶医療機関とケアマネとの連携について
 問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター
 ↗885-6109

○ 南区支部定例会

日 時▶11月10日(月)18時30分~(※)
 会 場▶南区民センター
 テーマ▶相談援助技術について
 講 師▶北海道浅井学園大学専任講師 若狭 重克 氏
 問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター
 ↗582-6104

○ 西区支部定例会

日 時▶11月18日(火)18時30分~(※)
 会 場▶西区民センター
 テーマ▶施設から在宅へ
 問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター
 ↗614-6105

○ 手稲区支部定例会

日 時▶10月8日(水)18時30分~(※)
 会 場▶手稲区民センター
 テーマ▶見落としていませんか？
 　ー介護支援専門員業務の大事なことー
 講 師▶石狩支庁社会福祉課介護保険係長 西澤 靖宏 氏
 問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター
 ↗695-6113

編 集 後 記

☆竹内孝仁著「ケアマネジメントの職人ー竹内式ケアマネジメント技術論ー」年友企画発行(定価:2,000円、税別)読みましたか。購入を希望される方は、TEL03-3256-1711までお問い合わせ下さい。

☆年々、ケアマネジャーやホームヘルパーへの苦情が増えています。そこで、10月23日(木)に札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会の主催で苦情とサービス向上をテーマに介護保険公開シンポジウムを開催いたします。参加を希望される方は、本会事務局までお問い合わせ下さい。

☆7月、仙台に視察に行ってきました。牛タンもおいしかったけど、ケアマネジャー支援センターーやせんだんの社は良い勉強になりました。特にせんだんの社は衝撃的でした。百聞は一見にしかず。

☆食欲の秋、スポーツの秋。たまにはスポーツで汗を流し、おいしく食事(お酒も？)を頂きましょうね。(志郎)